明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（総務八二）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委六四）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務五八一）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同五八二）　三
○外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程の一部を改正する告示（文部科学一八〇）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二一三〇～二一三三）　五
○中小企業等経営強化法第十二条第一項の規定に基づき、石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針を定めた件（経済産業二八九）　六
○サンルダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（国土交通一一七九）　六
○道路に関する件（東北地方整備局二五六）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二五七）　六
○道路に関する件（関東地方整備局三〇四）　六
○道路に関する件（中国地方整備局九七）　六
○道路に関する件（四国地方整備局一二〇、一二一）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一九〇～一九二）　六

〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項　八
特定保安林の指定について（農林水産省）　八
文　教　八
日本学士院新会員の選定について（日本学士院）　八
国家試験　八
平成二十九年度幼稚園教員資格認定試験合格者（文部科学省）　八
〔公　告〕
諸事項　九
官庁　九
財団関係　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　一〇

省令

○総務省令第八十二号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第一項、第五項及び第七項の規定に基づき、郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十一日

総務大臣　野田　聖子

郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条　郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（料金の届出） **第二十五条**　会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。 一　料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。） 〔二　略〕 三　変更の届出の場合は、変更を必要とする理由 （収支状況の報告及び公表） **第二十七条**　〔略〕 2　前項の規定により報告する営業収益及び営業費用は、別記様式第五に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの郵便物の種類等（内国郵便業務（国内のみにおいて引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあっては法第十四条に規定する郵便物の種類並びに法第四十四条第一項及び第二項に規定する特殊取扱をいい、国際郵便業務（外国に宛て、又は外国から発する郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあっては万国郵便条約第一条に規定する通常郵便物、小包郵便物及びＥＭＳ郵便物をいう。別記様式第五において同じ。）に整理しなければならない。この場合において、当該方法によって整理すること	（料金の届出） **第二十五条**　会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。 一　料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（新旧の対照を明示すること。） 〔二　同上〕 三　変更を必要とする理由 （収支状況の報告及び公表） **第二十七条**　〔同上〕 2　前項の規定により報告する営業収益及び営業費用は、別記様式第五に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの郵便物の種類等（内国郵便業務（国内のみにおいて引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあっては法第十四条に規定する郵便物の種類並びに法第四十四条第一項及び第二項に規定する特殊取扱をいい、国際郵便業務（外国に宛て、又は外国から発する郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあっては万国郵便条約第十三条に規定する通常郵便物及び小包郵便物並びにＥＭＳ郵便物（同条約第十六条に規定するＥＭＳ業務の条件に従って運送される郵便物をいう。）をいう。別記様式第五におい